



令和5年度（2023年度）

青森労働局行政運営方針のあらまし

重点施策等

- | | | | |
|-----|-----------------------|-------|------|
| I | 労働行政を取り巻く情勢 | | P 1 |
| II | 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等 | | P 2 |
| III | 円滑な労働移動の促進 | | P 3 |
| IV | 多様な人材の活躍促進 | | P 6 |
| V | 安全で健康に働くことができる環境づくり | | P 10 |



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省 青森労働局

[https:// jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)



I 労働行政を取り巻く情勢

1 最近の雇用情勢

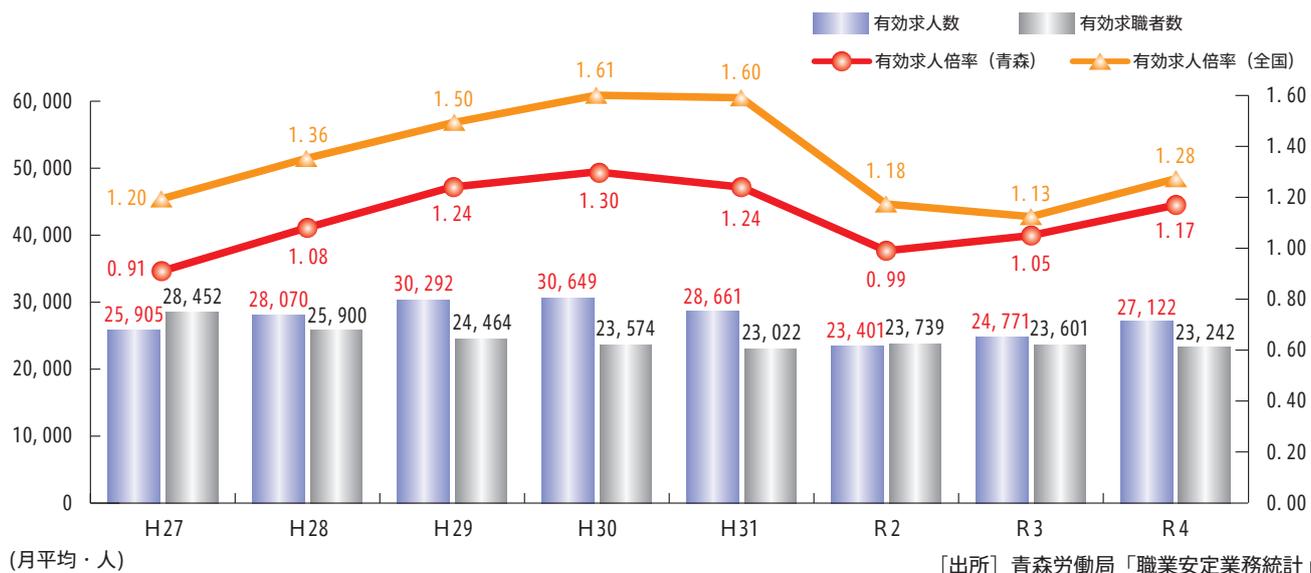
青森県においては、少子高齢化の進展による働き手の減少や雇用維持支援（図1）による離職者の抑制等により求職者数が減少した一方、経済活動の再開などに伴う人手不足感の高まりを背景として求人数が増加した結果、令和4年の有効求人倍率は1.17倍と、前年を0.12ポイント上回りました（図2）。

（図1：青森労働局における雇用調整助成金、休業支援金・給付金の支給実績）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R5.2.24時点)	累計
雇用調整助成金 (特例措置)	支給決定件数	16,042件	15,692件	10,368件	42,102件
	支給決定金額	133.3億円	94.9億円	41.3億円	269.5億円
休業支援金・給付金	支給決定件数	3,843件	5,346件	4,949件	14,138件
	支給決定金額	2.2億円	2.9億円	2.0億円	7.1億円

〔出所〕 青森労働局

（図2：青森県有効求人倍率の推移（月平均・原数値））



2 青森労働局における行政課題

雇用情勢を踏まえ、引き続き雇用維持や在籍型出向等に取り組む事業主に対する支援を実施するとともに、やむを得ず離職した方の再就職支援を行う必要があります。

また、企業において多様な人材が活躍できるような環境整備や支援を行うとともに、物価上昇等を背景とした賃金引上げのため、企業における生産性向上等の支援に取り組むことが重要です。

さらに、過重労働による健康障害を防止し、ハラスメントのない、安全で健康に働くことのできる職場環境を作っていくことも継続的な課題となっています。

II 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

生産性向上のため設備投資を行い、時間外労働の縮減や賃金の引上げなど雇用管理の改善に取り組む事業主を支援するため、業務改善助成金等の活用促進を図ります。

青森県内の業務改善助成金の活用事例
事業所内の最低賃金を一定引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合の助成金です。

【医療業】

病床に電動式のベッドを導入し、手動で行っていた高さ調整やリクライニングにかかる時間と労力が効率化され、労働能率が格段にアップした。



2 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金について、幅広く周知を図るとともに、履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行います。

知っていますか？
自分の最低賃金

青森県 最低賃金

853円 (時間額)

令和4年 10月5日から

31円UP

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

厚生労働省

もう、チェックした？

青森県最低賃金
令和4年10月5日から

時間額 853円

青森県特定(産業別)最低賃金

産業名	時間額
鉄鋼業	958円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	888円
自動車小売業	919円
各種商品小売業	882円

令和4年12月21日から

令和5年2月19日から

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは
青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114)
又は最寄りの労働基準監督署へ。
青森労働局のホームページ (https://jstte.mhlw.go.jp/aomor-roudeukyoku/) でもご覧いただけます。

最低賃金の適用を受ける使用者は、この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)

Ⅲ 円滑な労働移動の促進

1 個人の主体的なキャリア形成の促進

デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し受講につなげるとともに、訓練期間中から訓練終了後までのきめ細かな担当者制による就職支援により、デジタル分野における再就職の促進を図ります。



(訓練コース例)
介護、OA事務、スマート情報システム、ICTエンジニア
etc



企業内での人材育成を支援（人材開発支援助成金）

人への投資促進コース

⇒ サブスク型やデジタル人材の育成などの訓練を実施する事業主に対し、経費の**最大75%を助成**



事業展開等リスキング支援コース

⇒ 新規事業立ち上げやデジタル・グリーンを活用した業務効率化のための訓練を実施する事業主に対し、経費の**最大75%を助成**

2 賃金上昇を伴う労働移動の支援

県内企業における人材確保及び競争力確保を支援するため、離職者の賃金上昇を伴う早期再就職の促進を支援するとともに、人材育成と雇用をセットで促進することにより就職困難者の成長分野等への賃金上昇を伴う労働移動を促進することにより、多様な人材の活躍を支援します。

労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）

赤字部分：令和4年12月より開始

⇒ 再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対し、**前職よりも5%以上賃金を上昇させて雇い入れた場合に20万円を加算して助成。**

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）

⇒ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用の機会拡大を図る事業主に対し、**中高年齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも5%以上賃金を上昇させた場合に100万円を助成。**

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

⇒ 未経験職種へ就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成を行った事業主に対し、**計画期間内に5%以上賃金を上昇させた場合に、助成額を通常の1.5倍とする。**また、**就職困難者をデジタルなどの成長分野の業務へ従事する労働者として雇い入れた事業主に対して、最大360万円（2～3期に分割して支給）を助成。**

○助成金の詳細



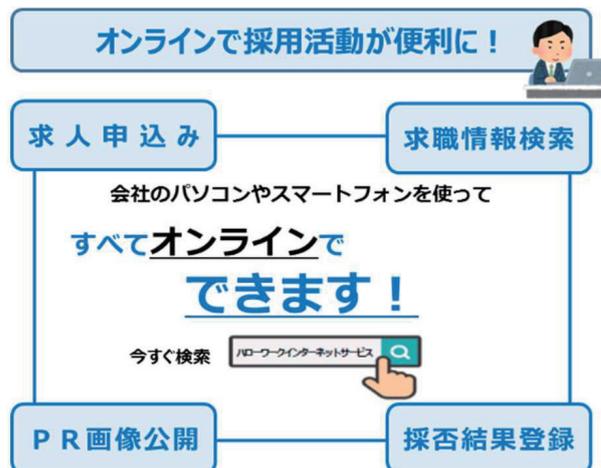
○問い合わせ先



3 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

ハローワークインターネットサービス上での求職者マイページ・求人者マイページを通じたオンラインでの求職・求人の申し込みや職業相談・職業紹介の実施、SNSやHPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を図ると同時に、再就職に当たり課題を抱える方については、ハローワークへの来所を促し、課題解決支援サービスを通じたきめ細かな支援により再就職の実現を図ります。



求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンなどから、求人検索条件の保存などのサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。



求人者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申し込みや内容変更などのサービスが利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。



ちょっと固めな?

Twitter

はじめました!

こんな情報を発信しています。
★ハローワークのイベント開催情報
★お仕事探しに役立つ情報 etc
フォローはこちらから



(2) 人材確保対策コーナーでの支援

雇用吸収力の高い医療・介護分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク青森・八戸・弘前に設置する「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。

また、有資格者、勤務経験者、興味を持つ者等へ積極的な応募勧奨、担当者制によるきめ細かい就職支援、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を行います。

人材確保対策コーナー

○青森・八戸・弘前のハローワークに設置されています。

ハローワーク青森ハローワーク八戸ハローワーク弘前

人材確保対策コーナーでは

重点的な人材確保が求められている

医療・介護・福祉・保育

建設警備運輸

の分野における重点的なマッチング支援を行っています。

人材確保対策コーナー支援メニュー

求職者への支援

- 予約制・担当者制による職業相談・職業紹介
- 求人情報の提供
- 応募書類の添削、模擬面接
- 職業訓練の情報提供や受講あっせん
- 就職支援セミナーや企業説明会・面接会の開催 など

求人者への支援

- 担当者制による求人充足コンサルティング（求人条件緩和、求人内容の明確化の助言等）の実施
- 求職者情報の提供
- 助成金制度等の情報提供
- 就職支援セミナーや企業説明会・面接会の開催 など

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援を行います。

介護・障害福祉分野で働きたい方への支援メニュー

① 職場見学・職場体験

介護・障害福祉事業所の職場を実際に見学したり、職場体験に参加することができます。

職業訓練のカリキュラムに職場見学、職場体験を組み込んだコースもあります。

② 無料で受けられる介護分野の職業訓練

無料の職業訓練で、介護の知識や技術を身に付けることができます。

<主な訓練の例>

- 介護職員初任者研修（130時間）
- 介護福祉士実務者研修（450時間） 等

③ 訓練期間中の生活をサポートする制度

訓練期間中、生活支援の給付が受給できる場合があります。

- 雇用保険受給者：基本手当
- 雇用保険非受給者：職業訓練受講給付金(月10万円)

④ 訓練終了後の貸付制度

訓練修了後に介護・障害福祉分野へ就職すると20万円の貸付が受けられます。2年間、継続して働くと、全額返済免除となります。

※就職後に訓練を受講しても対象になります。

5

IV 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

常時雇用労働者301人以上の事業主に義務付けられた、男女の賃金の差異に係る情報の公表について、報告徴収等の実施により法の着実な履行確保を図ります。

また、妊娠等を理由とする解雇等不利益取扱いの禁止について、関係法令の周知とともに、相談に対しては必要な指導を速やかに行います。

女性の活躍を推進!

仕事と家庭の両立を支援!

女性の活躍・両立支援 総合サイト



女性活躍推進法に基づき、全国の企業が女性の活躍状況に関する情報・行動計画を公表しています。

女性の活躍推進企業 データベース

次世代法に基づく一般事業主行動計画を公表しましょう。

両立支援のひろば

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

令和5年4月から施行される1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年から施行されている「産後パパ育休」を含め、両立支援制度の周知徹底を図ります。

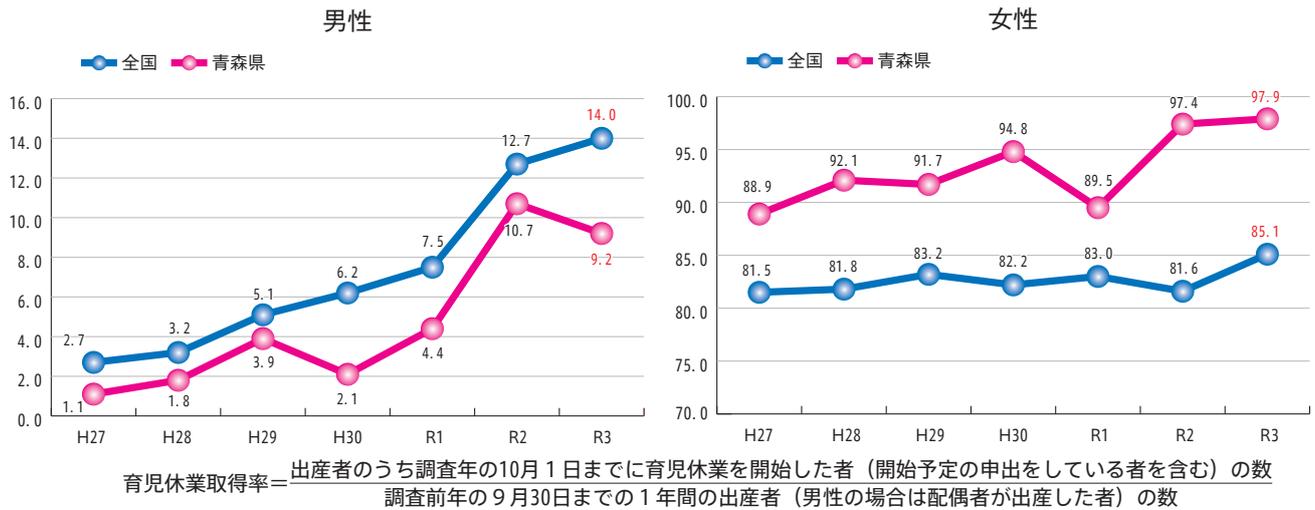
また、男性労働者が育児休業を取得しやすい環境の整備や円滑な職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる社会の実現を図ります。

男性の育児休業がさらに取得しやすくなりました

- 子どもが生まれた直後の時期に柔軟に育児休業が取得できるよう、「産後パパ育休」が創設されました。
- 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できるようになりました。
- 産後パパ育休中に一部就業することもできます。(労使協定と個別合意が必要)
- 1歳までの育児休業も、2回に分割して取得できるようになりました。



育児休業取得率の推移



〔出所〕全国「雇用均等基本調査（厚生労働省）」 青森県「中小企業等労働条件実態調査」

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

各種説明会や報告徴収の機会を通じて、同一労働同一賃金などに取り組む先行企業の事例の収集や周知を行うほか、キャリアアップ助成金による支援を行い、非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組気運の醸成を図ります。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した支援を行います。

多様な働き方の実現応援サイト

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善や、正社員の働き方の多様化に役立つ情報をお届けします



で働く方の待遇の改善

パート アルバイト 契約社員



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

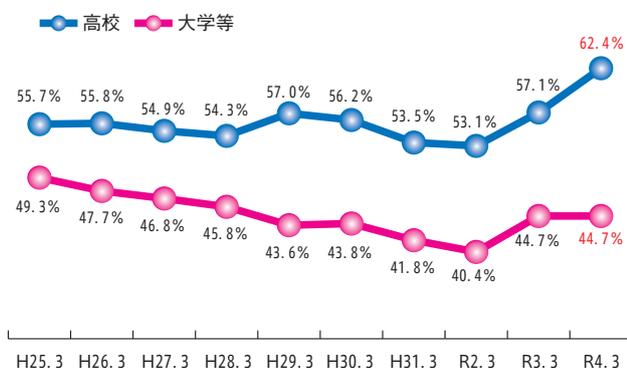
正社員の 働き方の 多様化

勤務地限定
職務限定
短時間正社員

3 新規学卒者等への就職支援

広域的な求人情報の提供や企業説明会や就職ガイダンス、就職支援セミナー・面接会を実施するとともに、就職支援ナビゲーターによる担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職まで一貫した支援を実施します。

(参考) 高校・大学等における県内就職割合



4 就職氷河期世代の活躍支援

あおり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを通じて、地方公共団体や関係団体等の地域の関係者と一体となって取組を推進します。

あなたの就職・社会参加への道筋を一緒に見出します。

就職氷河期世代 活躍支援

まずはご相談ください

相談できるって、心強い。

厚生労働省

ご自身はもちろん、ご家族の方もお気軽にご相談ください!!

何からしていいかわからない…

年齢も気になる…

正社員として働きたい…

あなたに合わせた就職支援!!

ハローワーク

正規雇用、転職などを目指した様々な支援を行なっています

支援策について詳しくはこちら



働きたいけど自信がない…

ブランクが長くなって不安…

いつも仕事が長続きしない…

働く準備を相談・サポート!!

サポステ

ひとりひとりの目的、段階に合わせた個別相談、就労体験などを実施しています

支援策について詳しくはこちら



家族に申し訳なく思う…

家族のひきこもりを相談したい…

住む場所の不安がある…

ひきこもり等の悩みに寄り添う!!

各種支援機関

ひきこもり状態の方、住むところがない方などへの支援を行います

支援策について詳しくはこちら

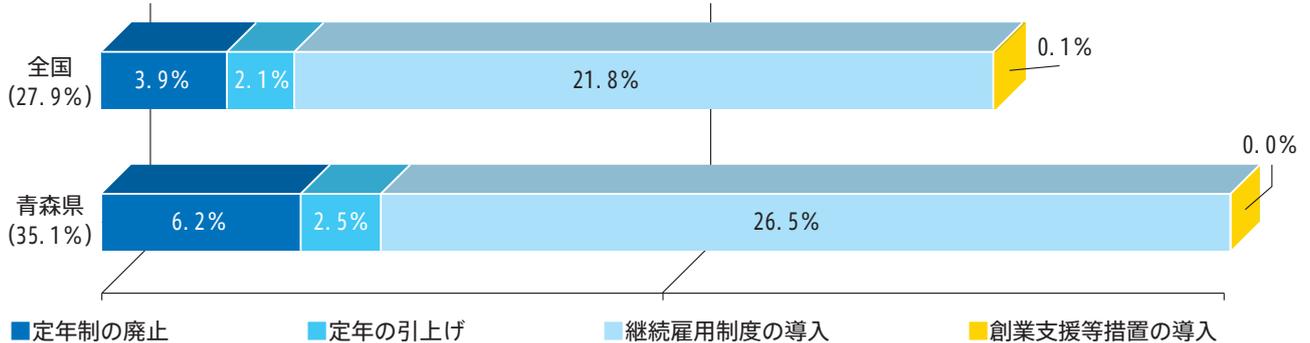


5 高齢者の就労・社会参加の促進

70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、定年制の廃止や65歳を超える定年引上げ、継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るとともに、高年齢労働者処遇改善促進助成金の活用促進により、60歳から64歳の高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。

また、ハローワーク青森・八戸・弘前・五所川原に設置する「生涯現役支援窓口」において、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うとともに、セミナーや面接会等のイベントを実施します。

(参考) 70歳までの就業確保措置の状況 (令和4年6月1日現在、従業員21人以上)



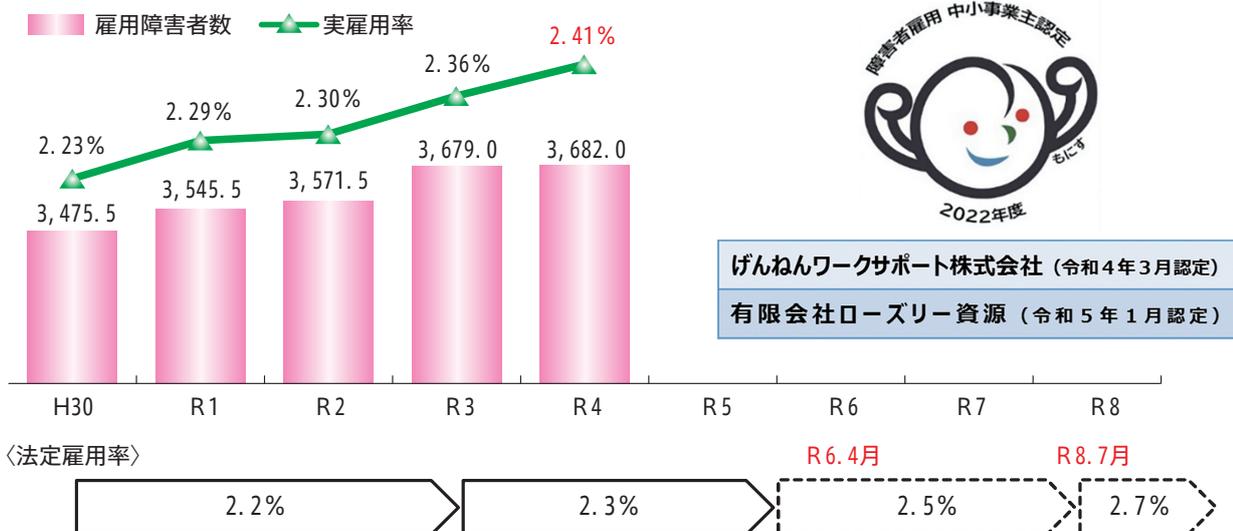
[出所] 厚生労働省・青森労働局「令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果」

6 障害者の就労促進

ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、「もにす」認定企業における取組事例を展開するとともに、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。

(参考) 青森県における障害者雇用状況の推移

(参考) 青森県における「もにす」認定企業 (2件)



[出所] 青森労働局「令和4年 障害者雇用状況の集計結果」

V 安全で健康に働くことができる環境づくり

1 職場における感染防止対策等の推進

引き続き「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場における感染防止対策について周知します。

2 長時間労働の抑制

(1) 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

局が委託する「働き方改革推進支援センター」による窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施に加え、業種別団体等に対する支援を実施します。

また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた好事例の紹介や、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。



青森働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

こんなことで悩んでいませんか？ぜひお気軽にご相談ください。

- 残業を減らしたい
- 36協定の作り方を知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- 同一労働同一賃金への対応はどうすればよいか
- 就業規則を見直したい
- 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- テレワークへの対応はどうすればよいか
- 助成金を利用したいが、使い方が分からない

ご利用いただけるサービス

<p>来所相談・電話相談</p>	<p>メール相談</p>	<p>企業への訪問相談サービス</p> <p>詳細はこちら</p>	<p>セミナー開催</p> <p>詳細はこちら</p>
------------------	--------------	-----------------------------------	-----------------------------



青森労働局が委託している「青森働き方改革推進支援センター」では、働き方改革に係る相談、セミナーへの講師派遣等、ワンストップ相談窓口として社会保険労務士等の専門家による各種支援を行っています。

人と企業がイキイキと働く働き方を応援します

青森働き方改革推進支援センター

の利用をお待ちしています

職場でこんな悩みはありませんか？

- 有給休暇の与え方？
- 時間外労働の感度？
- 産後/子育て休業とは？
- 採用してもすぐ辞めてしまう
- ペースアップするので利用できる助成金はないか
- 同一労働同一賃金は何をすれば

そのお悩み専門家に相談しませんか？
(社会保険労務士が担当いたします)

- 相談支援** 来所・電話・Webによる相談をお受けします。
- コンサルティング支援** 課題解決のため事業場に訪問して労務管理のアドバイスを行います。(3回まで利用できます。)
- セミナー開催支援** セミナーへ講師を派遣いたします。

働き方改革全般について事業主、事業者団体の取組を支援いたします。



twitter



Facebook

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得を促進した事例（令和4年度）

業種・規模	◆時間外労働の削減
自動車小売業 148人	平日の残業時間について制限時間を設ける、あるいはノー残業デーを設定するなどし、予定の退社時刻が過ぎたら消灯・施錠することを徹底したことにより、「営業職は売れるまで残業するのが当たり前」という意識を変え、残業時間の削減が図られた。
食料品製造業 70人	働き方改革推進支援助成金を活用して労務管理用ソフトウェア及び機器を導入することにより、工場勤務労働者の勤怠時間管理の効率化と正確さが向上し、結果、労働時間が短縮され、勤務間インターバル時間もしっかり取れるようになった。
業種・規模	◆年次有給休暇の取得促進
製造業 47人	経営トップが「休むときは休もう」とのメッセージを発信し続けたことと、作業の標準モデルを作成することにより、組織として一貫性や統一性を保って効率的に業務遂行することが可能となり、労働時間が削減されて年次有給休暇の取得率を向上させることができた。
食料品製造業 130人	繁忙期は始業時間を前倒しし、やむを得ない残業は始業前に行い、夕方には退社する等の働き方を徹底し、その結果、人員に余裕を持たせることができた。また、人事考課に部下の年次有給休暇の取得状況を加味したこと、時間単位での年次有給休暇制度を導入したことにより年次有給休暇の取得率が向上した。
印刷・製本業 46人	代替要員を確保することにより年次有給休暇を取得しやすくするため、社員一人一人が他の社員の業務も担当できるよう取り組んだ。また、毎月、休暇予定表を作成・回覧して、積極的な取得について奨励した。加えて、社長、専務、総務担当者からも頻りに年次有給休暇の取得を呼び掛けた結果、取得率が向上した。
卸売業 111人	時間単位の年次有給休暇制度を導入することにより、より年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めた。また、毎月1回、朝礼等において社長や役員から年次有給休暇の取得を呼び掛けており、会社のトップから直接働きかけることにより取得率が改善されつつある。

（2）長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を実施します。

また、過労死等防止啓発月間（11月）に過重労働解消キャンペーンの実施や過労死等防止対策推進シンポジウムの開催など、過労死等防止のための対策に取り組みます。

3 労働条件の確保・改善対策

（1）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集に努め、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。

また、企業の倒産により賃金の支払いを受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

（2）法定労働条件の確保等

中小規模の事業場における法定労働条件の確保、管理体制の確立及び労働基準関係法令の遵守の徹底を図るため、必要に応じて具体的な是正改善に向けた取組方法を助言するなど、きめ細かな情報提供に努めます。

4 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

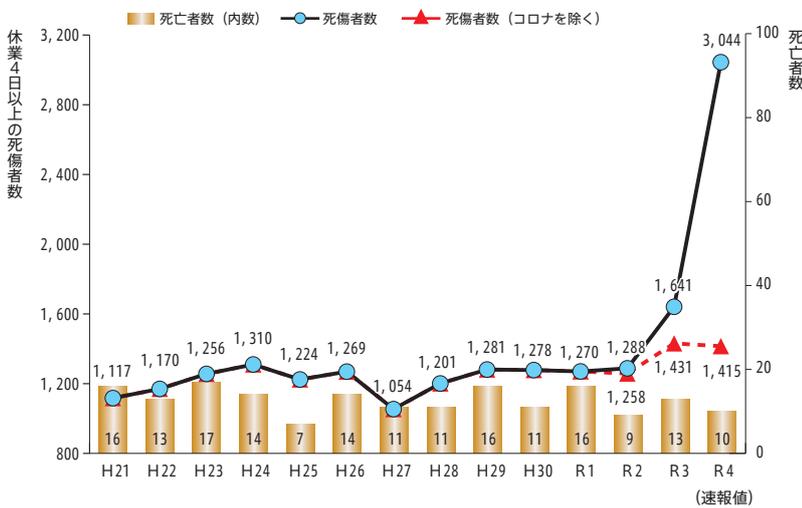
令和4年における休業4日以上死傷災害（以下「労働災害」という。）の発生状況については、死亡者数が10人（令和5年2月速報値）と前年より3人減少したものの、労働災害による死傷者数は3,044人（令和5年2月速報値）となっており、新型コロナウイルス感染症を除いた死傷者数でも1,415人と前年と比べて21人（1.5%）増加しています。

新型コロナウイルス感染症を除いた労働災害の事故の型別では、「転倒」が37.5%と最も多く、次いで「墜落・転落」が18.2%、腰痛・捻挫などの「無理な動作」が10.3%となっています。

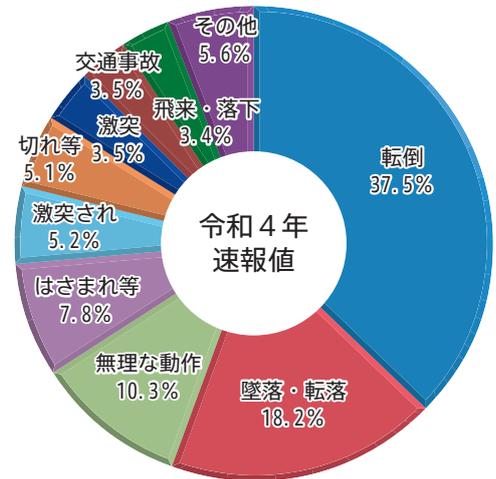
また、労働災害のうち60歳以上の高齢労働者が占める人数及び割合は、共に年々増加傾向にあり、令和4年における割合は新型コロナウイルス感染症を除くと31.7%を占めています。

第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の初年度となる令和5年度は、労働災害の増加傾向に歯止めをかけることを喫緊の重要課題として、労働災害防止団体、事業者団体、関係機関等とも連携を密にしながら取り組みます。

青森県における労働災害発生状況の推移

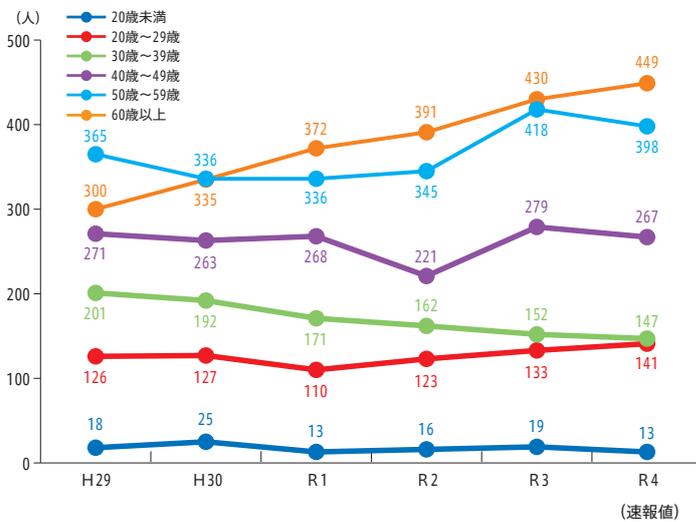


事故の型別労働災害発生割合
（新型コロナウイルス感染症を除く）

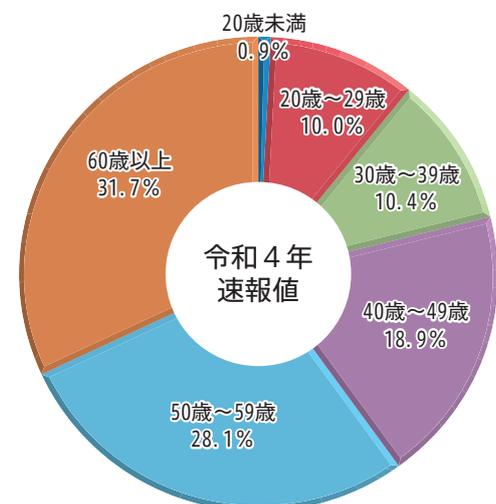


※端数処理の関係で合計は100とならない

年齢別労働災害発生状況の推移
（新型コロナウイルス感染症を除く）



年齢別労働災害発生割合
（新型コロナウイルス感染症を除く）

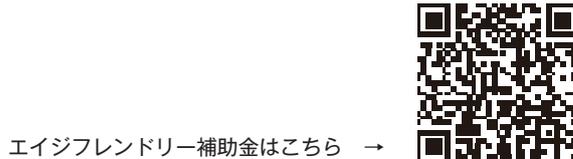
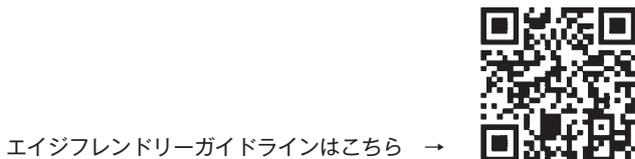


(1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある転倒や腰痛などの労働災害の防止に向けて、小売業や介護施設の県内のリーディングカンパニー等を構成員とする「青い森“+Safe”協議会」の運営、企業における自主的な安全衛生活動の支援等の取組により、県内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

(2) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図り、企業における自主的な取組を支援します。



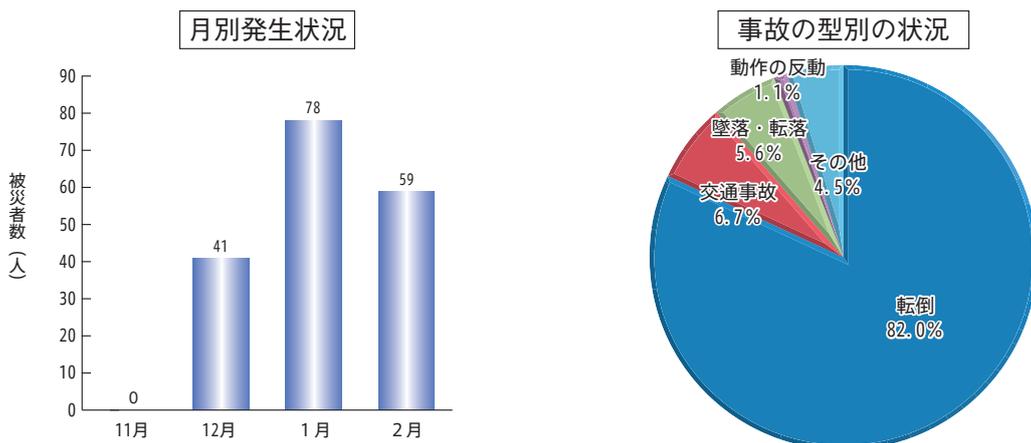
(3) 業種別の労働災害防止対策の推進

①建設業における墜落・転落災害の防止、②陸上貨物運送事業における荷役作業時の墜落・転落災害の防止、③製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に重点を置いた対策を徹底します。

(4) 冬期労働災害防止対策の推進

冬期労働災害(冬季特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因する労働災害)が多発する12月から2月までの3か月間において、転倒、墜落、交通災害防止を重点とした冬期労働災害防止運動を積極的に展開することとし、労働災害防止団体、事業者団体、関係機関等に対して幅広く周知啓発を行います。

令和4年11月～令和5年2月の冬期労働災害(令和5年3月20日現在)



※端数処理の関係で合計は100とにならない

5 労災保険給付の迅速・適正な処理

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、労災認定基準を踏まえ、迅速・的確な労災認定を行います。

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、早期救済の観点から迅速な労災認定に努めます。

6 総合的なハラスメント対策の推進

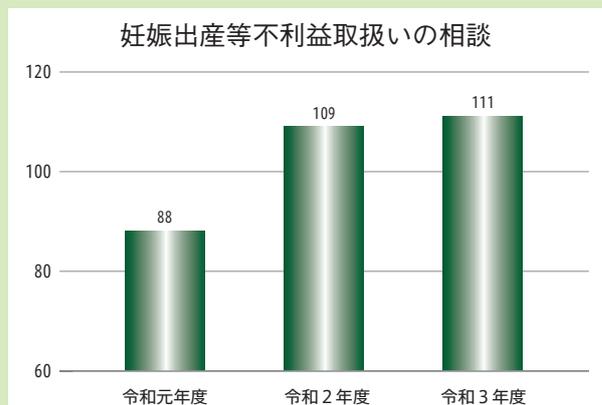
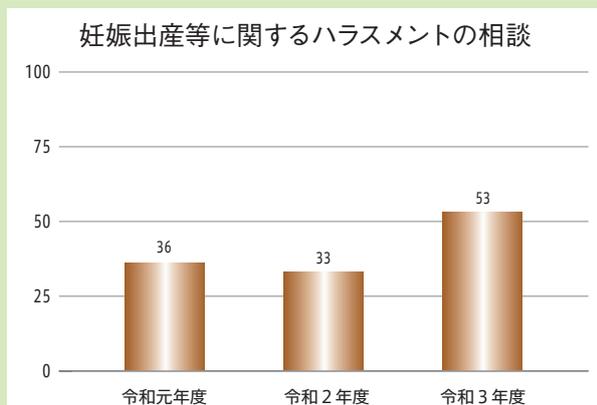
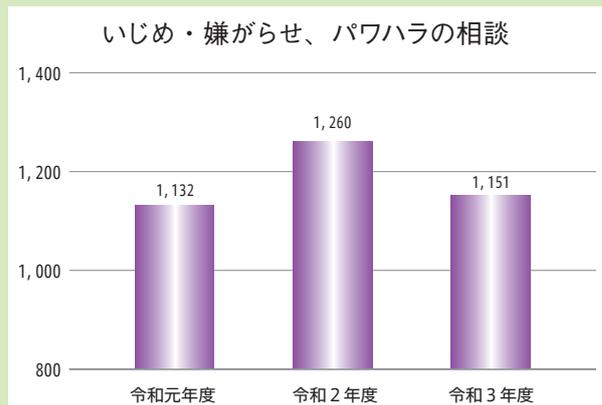
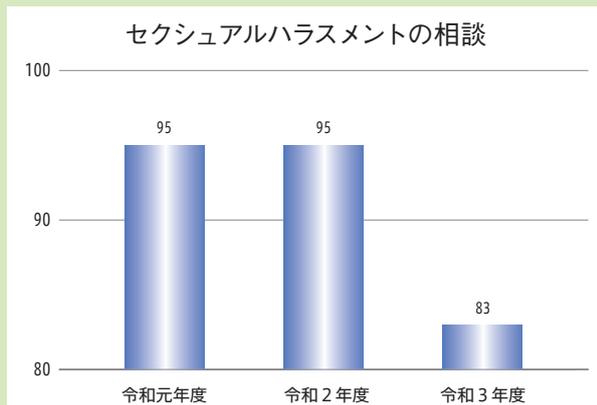
事業主が適切なハラスメント防止措置を講じられるよう、ウェブサイト「あかるい職場応援団」のツールなどを周知するとともに、対策を講じていない事業主に対しては厳正な指導を行います。

また、労働者と事業主の話し合いによる問題解決が難しい事案は、紛争解決援助制度等を活用して解決を図ります。

12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設して各種相談に対応するとともに、オンライン説明会などにより周知啓発を図ります。



青森労働局に寄せられた相談件数



※セクシュアルハラスメントや妊娠出産等に関するハラスメント・不利益取扱いの相談件数については、企業からの相談（法律や対策についての問合せ等）も含まれている。 [出所] 青森労働局

NO あかるい職場応援団
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**





【くるみん認定制度】

従業員の仕事と子育ての両立を図るための目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。



県内の認定状況

くるみん 36社 (51件)
プラチナくるみん 4社 (4件)
(令和5年2月末時点)

【えるぼし】



【えるぼし認定制度】

女性の活躍推進に関する状況が優良であるなど、一定の基準を満たした企業は「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定）を受けることができます。



県内の認定状況

えるぼし14社
2段階目4社
3段階目10社 (うちプラチナ1社)
(令和5年2月末時点)

【ユースエール認定制度】

若者の採用・育成に積極的に、雇用管理の状況など、一定の基準を満たす優良な中小企業を認定する制度です。



県内の認定状況 21社
(令和5年2月末時点)

【もにす認定制度】

障害者の雇用の促進や安定に関する取組など一定の基準を満たす優良な中小企業を認定する制度です。



県内の認定状況 2社
(令和5年2月末時点)

◆青森労働局 〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎

●総務部 (5階)

総務課 Tel017-734-4111
労働保険徴収室 Tel017-734-4145

●労働基準部 (2階)

監督課 Tel017-734-4112
健康安全課 Tel017-734-4113
労災補償課 Tel017-734-4115
賃金室 Tel017-734-4114

●職業安定部 (7階)

職業安定課 Tel017-721-2000
需給調整事業室 Tel017-721-2000
職業対策課 Tel017-721-2003
訓練課 Tel017-721-2000

●雇用環境・均等室 (8階) Tel017-734-4211

◆労働基準監督署・総合労働相談コーナー

青森労働基準監督署	〒030-0861 青森市長島一丁目3-5 青森第二合同庁舎8階	Tel・監督指導 017-734-4444	・安全衛生課 017-715-5451
		・労災課 017-715-5452	・総合労働相談コーナー 017-715-5448
弘前労働基準監督署	〒036-8172 弘前市南富田町5-1	Tel0172-33-6411	
八戸労働基準監督署	〒039-1166 八戸市根城九丁目13-9 八戸合同庁舎1階	Tel0178-46-3311	
五所川原労働基準監督署	〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階	Tel0173-35-2309	
十和田労働基準監督署	〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階	Tel0176-23-2780	
むつ労働基準監督署	〒035-0072 むつ市金谷二丁目6-15 下北合同庁舎4階	Tel0175-22-3136	

◆ハローワーク

ハローワーク青森	〒030-0822 青森市中央二丁目10-10	Tel017-776-1561
ハローワーク八戸	〒031-0071 八戸市沼館四丁目7-120	Tel0178-22-8609
ハローワーク弘前	〒036-8502 弘前市南富田町5-1	Tel0172-38-8609
ハローワークむつ	〒035-0063 むつ市若松町10-3	Tel0175-22-1331
ハローワーク野辺地	〒039-3128 上北郡野辺地町字昼場12-1	Tel0175-64-8609
ハローワーク五所川原	〒037-0067 五所川原市敷島町37-6	Tel0173-34-3171
ハローワーク三沢	〒033-0031 三沢市桜町三丁目1-22	Tel0176-53-4178
ハローワーク十和田	〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階	Tel0176-23-5361
ハローワーク黒石	〒036-0383 黒石市緑町二丁目214	Tel0172-53-8609

青森労働局・各労働基準監督署・各ハローワークでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、アルコール消毒液の設置、手洗いや咳エチケットの徹底を図っています。

また、各種セミナー・説明会等の分散開催、オンライン開催に努めます。